

○経済産業省告示第二百七十六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月七日から施行する。

平成二十八年十一月十八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

第一号6及び第二号5中「（七）から（十一）まで」を「（七）、（八）、（十）又は（十一）」に、「第八条第九号から第十三号まで」を「第八条第九号から第十号まで、第十二号又は第十三号」に改める。